



NHKインターネット活用業務の 必須業務化に関するNHKの説明について

2023年6月7日

一般社団法人 日本民間放送連盟

本日のご説明

▶ はじめに

1. 業務範囲の考え方について
2. 理解増進情報の見直しと費用上限について
3. ネット業務のガバナンスについて
4. 負担の在り方について
5. 多元性確保への貢献について

▶ 結び

はじめに

- 民放連は必須業務の定義や法制度上の整理について、「公共放送WG」に対し、4月27日付で「NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問について」(以下、「見解と質問」)を提出しましたが、まだ回答をいただいております。
- 「公共放送WG」第8回会合(5月26日)では、NHKから「インターネット活用業務に関する基本的考え方」とともに、必須業務化に関する「業務範囲、ガバナンス、負担の在り方」について、初めて説明がありました。
- NHKの説明内容に対しまして、「公共放送WG」の回答と照らし合わせて検討・分析することはできませんが、現時点における民放連の意見を述べることにします。
- 「見解と質問」においてお願いしましたとおり、「公共放送WG」の回答をいただいた後に、民放連の意見を述べる場を設けていただきたいと思います。

1. 業務範囲の考え方について(1)

■NHKの説明資料では、必須業務化を想定した業務範囲の考え方が、次のとおり記載されています。

<基本>

- ① 放送の同時配信・見逃し
- ② 報道サイト(「放送」と同一の情報内容の多元提供)

<上記以外>

- ③ 「放送と同様の効用が、異なる態様」で実現されるものについて実施

(資料8-1、11ページ)

■業務範囲の考え方は、必須業務そのものの定義や、法制度に直結する重要なテーマです。

1. 業務範囲の考え方について(2)

- ②の報道サイトにおける「放送と同一の情報内容」や、③の「放送と同様の効用」は、判断基準が不明確です。特に③の概念は曖昧であり、現在の理解増進情報と同様に、際限なく拡大する危険性をはらんでいるため不適切です。
- 「放送と同様の効用」の定義や概念への疑問は、「公共放送WG」第8回会合において、三友主査および穴戸構成員からも示されました。
- また、業務範囲をNHK自身が判断するとすれば、結果として無限定なものになりかねないことを危惧します。放送の自律を前提としつつ、誰がどのように判断を行うかについて、丁寧な議論が必要だと考えます。
- ②や③の判断基準が、コンテンツの内容に依拠することの是非についても議論が必要と考えます。
- ネット業務の実施計画の変更を、事前認可する現行制度は維持すべきと考えます。

1. 業務範囲の考え方について(3)

- 業務範囲の考え方については、「公共放送WG」第8回会合においてNHK井上副会長から、
 - ✓ 放送と同様の効用をもたらす範囲に限って実施
 - ✓ 受信料を値下げし収入規模が減る中で、選択と集中により、「正確な情報の提供」「情報空間における参照点」「多元的な番組の提供」などによりお金をかける
 - ✓ NHKの役割を研ぎ澄まし、より純化したものになり、業務範囲の幅が狭まる
 - ✓ 必須業務化によりNHKは本来のコンテンツ、あるいは報道についてさらに磨きをかけて、放送の効用を増していく—などの説明がありました。
- こうした説明を踏まえれば、NHKは今般、理解増進情報の名の下で膨らんだインターネット活用業務を絞り込み、「ネットには放送と同じものを出す」との姿勢を打ち出したものと、民放連は受け止めています。

2. 理解増進情報の見直しと費用上限について

- 「公共放送WG」第8回会合では、必須業務化に伴い、現在の理解増進情報がどのように整理されるかとの視点で、落合構成員、曾我部構成員、瀧構成員から発言がありました。
- また、ネット業務の費用上限の必要性について、内山構成員、山本構成員から発言がありました。
- NHK井上副会長からは、「放送と同様の効用をもたらすという範囲の中には、理解増進情報に含まれるものもある。必須業務になった場合、この定義等を含めてあらためて再整理したい」「ネット業務の費用上限の設定はあり得る」旨の発言がありました。
- この「再整理」とは、縮小の方向だと民放連は受け止めています。インターネット活用業務を絞り込み、「ネットには放送と同じものを出す」との姿勢のもと、理解増進情報を見直すべきです。
- これを明確にするためにも、ネット業務の費用上限は継続して設定すべきと考えます。

3. ネット業務のガバナンスについて(1)

- インターネット活用業務の必須業務化に伴うガバナンスの在り方や実効性担保については、「公共放送WG」第8回会合において、宍戸構成員、曾我部構成員、林構成員から発言がありました。
- 「公共放送WG」の審議の一方で、NHKは5月30日、NHKのインターネット活用業務に係る設備調達で、令和5年度収支予算及び事業計画との関係で明確な説明が行われぬまま稟議・契約が進められ、内部手続きが適切ではなかったと考えられる事項があった、との報道発表を行いました。
- これに対し総務省は、違法性が疑われる支出は認められなかったとしながら、再発防止の徹底と、NHKにおける契約手続きその他の意思決定のプロセスについて、ガバナンスの面で再確認を行うことを期待する、とコメントしています。

3. ネット業務のガバナンスについて(2)

- 総務大臣に認可されていないBS同時配信の設備調達に着手したことや、その名目の予算が9億円も計上されていたことにより、NHKも認めているとおり、ガバナンス・内部統制上の問題が浮き彫りになりました。これはNHKの信頼を揺るがしかねない、深刻な事態だと考えます。
- 今般、インターネット活用業務のガバナンスの問題があらためて指摘されたことから、「公共放送WG」においても「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体の議論を、これまで以上にしっかりと行っていただきたいと考えます。

4. 負担の在り方について

- 「公共放送WG」第8回会合において、NHKから必須業務化に伴う負担の考え方について、①負担と視聴の「公平性」と、②端末の「同等性」の2つの課題が重要としたうえで、▽同様の効用が得られているのであれば、同様の負担が適当、▽公平性と受益感が同様になるタイミングから、支払いが望ましい——といった説明がありました。
- ネット配信と受信料制度・財源との整合性は、根源的で重要な問題です。任意業務の現状においても、NHKが資料に記載しているとおりに「放送の視聴者だけが費用を負担し、ネットを使う人はタダ乗り」とも言える状況です。
- 民放連はかねて、NHKの役割・業務の議論を先行して、肝心の受信料制度・財源の議論が後回しになっていると指摘しました。先の「見解と質問」でも「必須業務化と受信料制度・財源との関係」を最初に掲げ、6件の質問を提示しています。
- NHKが必須業務化と受信料制度・財源との関係をどのように考えているのか、ネット経由のみの視聴にどのような負担を求めるのかを、抽象的な言葉ではなく具体的に提案したうえで、議論を行うべきと考えます。

5. 多元性確保への貢献について(1)

■NHKの説明資料(資料8-1、26ページ)では「(情報空間全体の)多元性確保への貢献」と題し、

- ①放送ネットワークを、NHKが民放と協力しながら効率的に維持・管理すること
- ②NHKが日本のコンテンツ産業を後押しすること
- ③NHKが中心となり、放送とインターネット両方に対応できるようなソフトウェア開発等を進めていくこと——の3点の取り組みについて、国民から支持されている旨が記載されています。

■こうした「多元性確保への貢献」の取り組みは、NHKとして、放送事業全体のサステナビリティを維持・確保していく趣旨だと受け止めます。コンテンツ流通のグローバル化に対峙する日本の放送事業者にとって、これは極めて重要なテーマです。

5. 多元性確保への貢献について(2)

- NHKの受信料制度を合憲と判断した2017年12月の最高裁判決によれば、日本の放送制度は、異なる財源に基づくNHKと民間放送の二元体制をとることで、放送が全体として国民の福祉に役立つよう設計されています。
- 民放連は、2020年9月の総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」第8回会合において、
 - ✓NHK受信料の使途について、民放も含めた放送文化に裨益するという視点をもっていただきたい
 - ✓条件不利地域へのユニバーサルサービス維持という観点で、ミニサテ等の費用をより多くNHKに負担していただきたい
 - ✓NHKには放送全体の発展につながる取組を一層進めていただき、民放との協力関係を深めていただきたい——などと要望しました。

5. 多元性確保への貢献について(3)

- 放送法(2022年6月改正)は、難視聴解消のための放送インフラの共同利用などを念頭に、民放への協力努力義務をNHKに課しています。これにより、民放が難視聴解消などの放送法上の責務を効率的に遂行できるようになり、放送の効用の最大化が期待できると、当時の金子総務大臣が説明しています。
- 「公共放送WG」第7回会合(4月27日)では以下の発言がありました。
 - ✓受信料制度はNHKの経営を支えると同時に二元体制を支えるもの、ひいては放送の普及という、最高裁判決もはっきりと憲法上の要請と捉えたそのものを支える仕組み(宍戸構成員)
 - ✓受信料は二元体制を支えるものとの視点は非常に重要(三友主査)
- 本年5月成立の改正放送法により、「放送ネットワークの共同利用」が制度上可能となりました。NHK受信料を放送全体のために使う事業として、早期に具体化できることを期待しています。

結び

■民放連は「見解と質問」において、

- ①必須業務化と受信料制度・財源との関係については、財源をめぐるWGにおける精緻な議論を待つ必要がある
- ②必須業務化と情報空間の健全性確保については、プラットフォーム事業者をはじめ関係事業者や国民各層の代表を集めた大きな枠組みの議論がまずあってしかるべきである
- ③放送法の下でのインターネット活用業務の適正規模・範囲については、今般のWGの議論は、従来の枠組みを一気に超えていこうとしているようにも見える——との問題意識を述べました。

■「公共放送WG」には、今般のNHKの説明内容に対しても、こうした問題意識に照らし、丁寧かつ慎重に議論を重ねていただき、視聴者・国民や民放事業者をはじめとするステークホルダーが納得できるような結論を導いていただきたいと考えます。